

公益財団法人香川県体育協会専門委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人香川県体育協会定款第40条の規定に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるためこの規程を制定する。

第2章 種類及び審議事項

第2条 委員会の種類は、総務財務委員会、普及広報委員会、競技スポーツ推進委員会、スポーツ医科学委員会、生涯スポーツ推進委員会とする。

2 その他、必要に応じて委員会を設けることができる。

第3条 総務財務委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 資金の調達等に関すること
- (4) 資産の管理、処分に関すること
- (5) 加盟団体の加盟及び脱退に関すること
- (6) その他、他の専門委員会に属しないこと

第4条 普及広報委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 体育・スポーツの普及、広報に関すること
- (2) スポーツ指導員、その他指導者の養成に関すること
- (3) 会報、発行物に関すること
- (4) 体育・スポーツの資料収集に関すること
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること

第5条 競技スポーツ推進委員会は、次の事項を審議する。

- (1) スポーツ振興策の立案、計画とその推進に関すること
- (2) 選手強化の総合的方策に関すること
- (3) 国体派遣選手に関すること
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること

第6条 スポーツ医科学委員会は、次の事項を審議する。

- (1) スポーツに関する医科学研究に関すること
- (2) 健康・体力に関する調査研究に関すること
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関すること

第7条 生涯スポーツ推進委員会は、次の事項を審議する。

- (1) スポーツ少年団育成策の立案とその推進に関する事
- (2) 総合型地域スポーツクラブ育成策の立案とその推進に関する事
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関する事

第3章 組 織

第8条委員会に、委員長及び委員若干名を置く。

- 2 委員長及び委員は、理事会の推挙する理事のうちから会長が委嘱する。
- 3 会長は、前項のほか理事会に諮って学識経験者のうちから委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則 (昭和58年2月18日改正)

附 則 (昭和60年5月27日改正)

附 則 (平成18年3月29日改正)

この規程は、昭和58年4月1日から実施する。

この規程は、昭和60年5月28日から実施する。

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。